

平成21年の社協活動を、応援してください。

賛助会費「102,000円」のお願い

社協は、住民のみなさまの「声」をもとに、住民のみなさまと共に、よりよい地域福祉・在宅福祉を考え、推進することを目的とする非営利の民間福祉団体です。

社協の進める会員制度は、社協の活動原則である住民のみなさまの自主的な参加と協力（住民主体）により、共に生き、支えあい、（住民相互扶助）、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めるための自主財源の確保、増強を図ることを目的とした制度です。

賛助会費は、社協一般会費や共同募金、寄付金（善意銀行）と並んで地域福祉の貴重な財源となります。

つきましては、宍粟市社協の活動趣旨にご賛同いただける会

員（賛助会員）として、個人、団体、企業のみなさまにご加入いただきたいと存じますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

賛助会員としてご協力いただける方は、次の本会口座へ振込みをしていただくか、本部・各支部事務局へお届けください。

◆指定金融機関の口座

- 口座名義『宍粟市社会福祉協議会』
- JAハリマ本所(当)0020572
- JA兵庫西山崎支店普0010850
- 西兵庫信金一宮支店普0147329
- 淡陽信組一宮支店(普)0263182

◆郵便振替

- 口座番号00970882211
- 加入者名『社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会』

※納入は3月19日までにお願いでければ幸いです。

生活福祉資金で、生活問題の解決を！

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支え、その世帯の福祉と社会参加の促進を図ることを目的としています。

この制度の特徴は、各種資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の生活問題の解決を図るために、さまざまなお手伝いを行うことです。

生活福祉資金の貸付けは、都道府県社会福祉協議会(社協)が実施主体の事業ですが、県内の各市町社協を窓口としています。貸付けは、低所得世帯(市民税非課税程度)、障がい者世帯、高齢者世帯、失業者世帯といった「世帯」を単位に行われており、それぞれの世帯の状況と必要に合った資金を借り受けることができます。資金の種類は下表のとおり。詳しくは、宍粟市社協(各支部)までお問合せください。

資金の種類	資金の内容・目的等
更生資金	生業を営むためや就職に必要な費用
福祉資金	結婚、出産、葬祭等に必要な費用
修学資金	高校、大学等に就学するための費用
療養・介護資金	傷病治療、介護サービス利用の費用
緊急小口資金	緊急的で一時的に必要な生活費
災害援護資金	被災による困窮から自立するための費用
離職者支援資金	生計中心者が再就職するまでの間の生活資金
長期生活支援資金	土地や住宅を担保とする生活資金の貸付